

国立市自転車安全利用促進条例の見直しについて

1. 放置自転車整理区域の見直し

放置自転車整理区域外の放置自転車の多い場所（別図を参照）を中心に放置自転車整理区域の拡大を検討します。

また、現在区域外の自転車については道路法の規定を根拠として移送を行っていますが、他市の例に倣い条例に区域外（道路の他、公園等の公共の場所）の放置自転車の撤去について規定を設けます。

2. 大型店舗等の自転車駐車場附置義務

(1) 基準の見直し

建築物の用途について、小売業・金融機関・遊技場・その他の4種類しか分類がないため、他市の例に倣いより細かく分類しそれぞれの必要な収容台数等について検討します。

(2) 罰則規定等

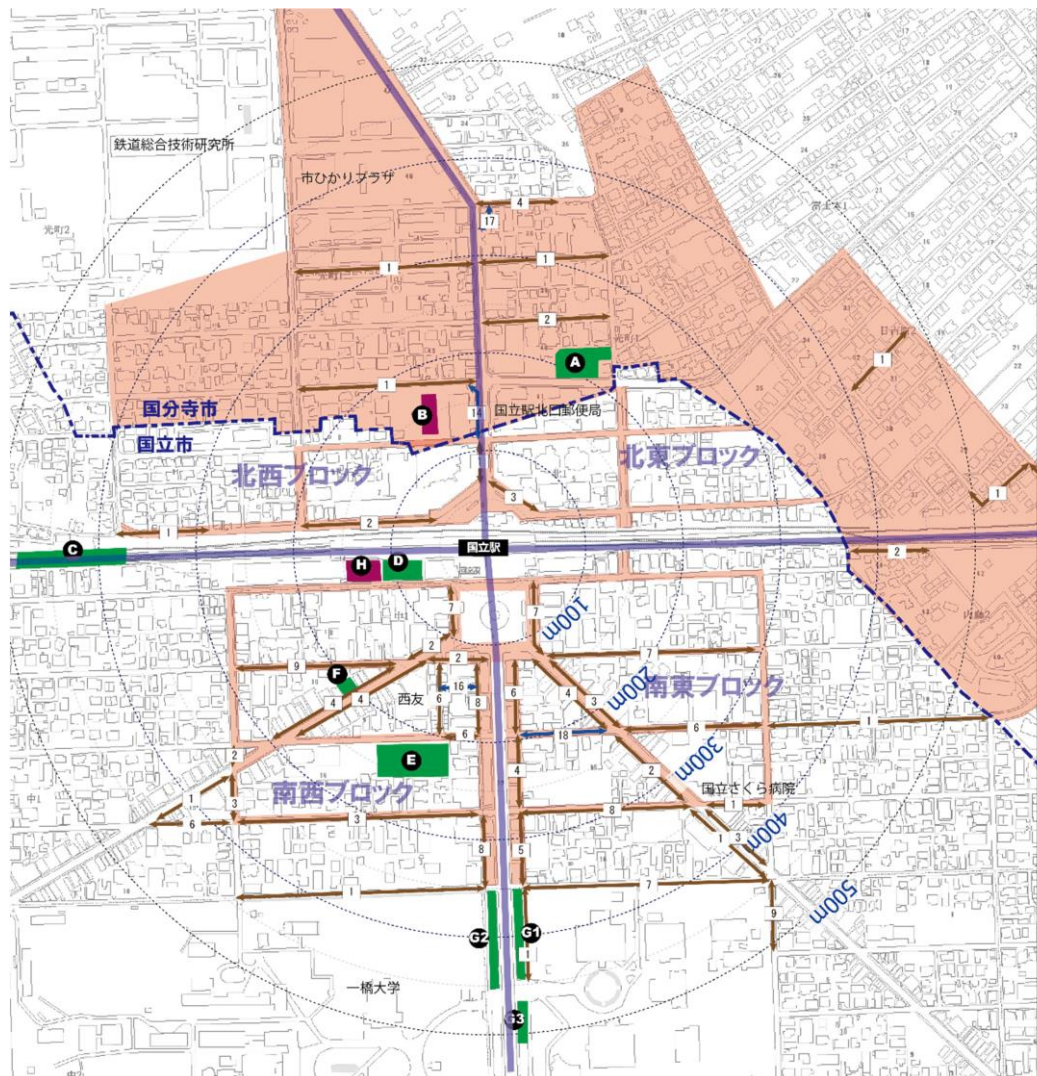
違反に対する立入検査、措置命令、罰則等について規定することを検討します。

3. 民間事業者の参入促進

民間事業者の参入促進の方法は、「建設・維持管理費の補助」及び「税の減免」の大きく2つに分かれます。より民間事業者の動機づけになるような制度について検討します。

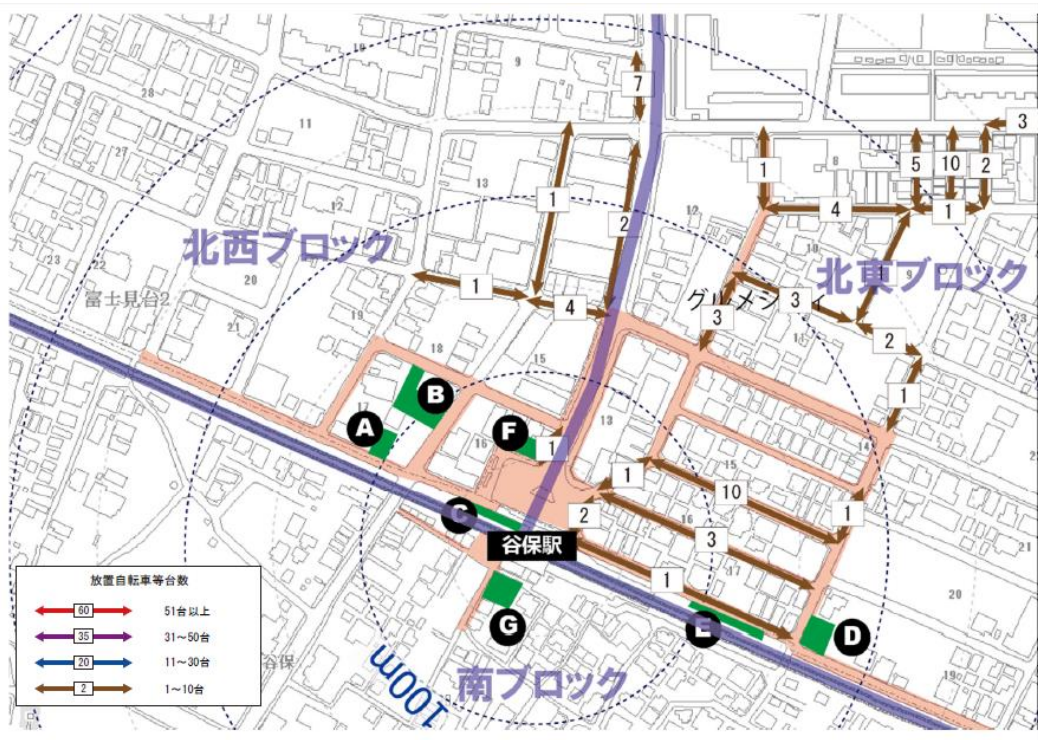
また、自転車駐車場を設置する駅・エリア等を限定すべきかどうか検討します。

1. 国立駅



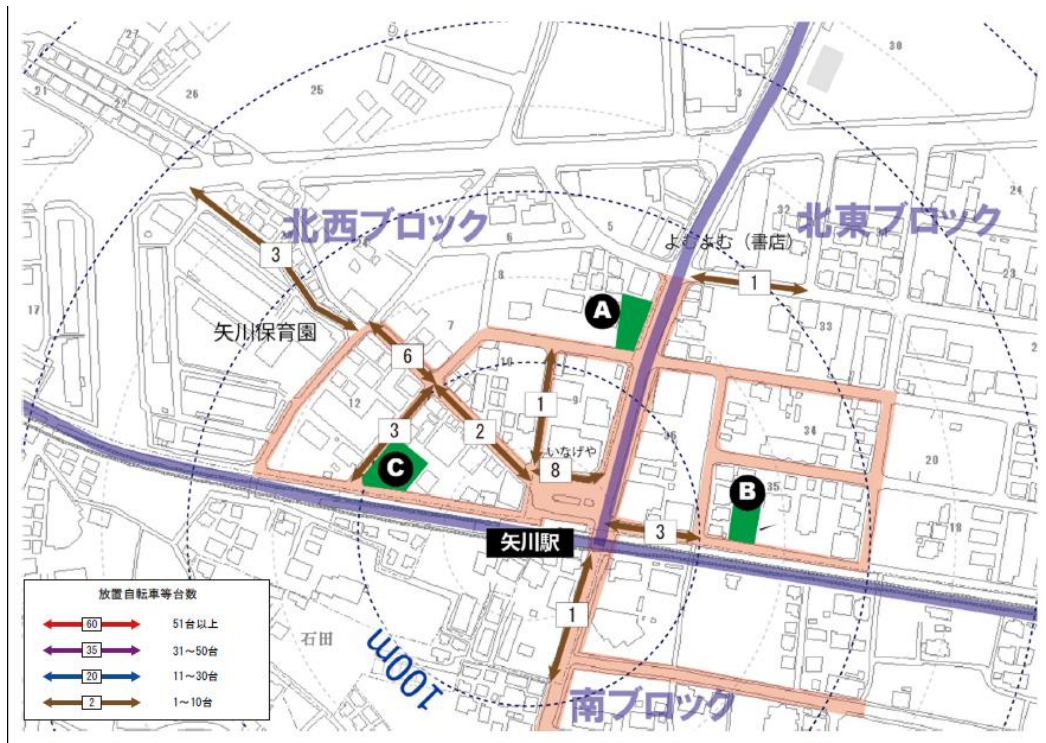
(「国立市自転車駐車場整備計画」平成 27 年 3 月)

2. 谷保駅



(「国立市自転車駐車場整備計画」平成 27 年 3 月)

3. 矢川駅



(「国立市自転車駐車場整備計画」平成 27 年 3 月)